大阪市企業 人権NEWS 第43号

発行 ： 大阪市企業人権推進協議会／〒541-0055 大阪市中央区船場中央1-4 船場センタービル3号館303号

会長就任にあたって

大阪市企業人権推進協議会
会長 木村 一尋

今年５月の総会におきまして、当協議会の会長に選任されました株式会社クボタの木村でございます。会長就任にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

会員企業の皆さまにおかれましては、平素より当協議会の事業運営や活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今年度も何卒よろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本年５月より、2類相当感染症より5類感染症に変更となり、行動制限が撤廃されました。しかしながら、ゼロコロナとなったわけではありませんので、ウイズコロナの状況において、引き続き細心の注意を払い事業を推進していく所存でございます。

さて、最近の日本社会を取り巻く人権の問題について見てみますと、昨年から続くウクライナ問題や、就労問題・ヘイトスピーチをはじめとした外国人問題、性的マイノリティ（LGBTQ）に関する問題、また、インターネットを悪用し、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れるといった問題など、多くの問題を抱えた状況が続いています。

こういった状況の中、特に企業・ビジネスに関わる課題として、国連人権理事会において承認されました、「ビジネスと人権に関する指導原則」において、「国家の人権保護義務」「企業の人権尊重責任」「救済へのアクセス」という３本柱が規定されており、企業には、その企業活動およびバリューチェーンにおいて人権に関する諸権利を尊重する責任があることが明記され、人権尊重の具体的方法として「人権デュー・ディリジェンス」の実施も規定されました。それを受けて、2020年に日本政府が『「ビジネスと人権」に関する行動計画』（NAP）を策定しました。そして、昨年９月に経済産業省より、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が出されました。その中で企業は、その人権尊重責任を果たすため、人権方針の策定・公表、人権デュー・ディリジェンスの実施、自社が人権への負の影響を引き起こしまたは助長している場合における救済が求められています。

この状況に対処するためには、企業のトップをはじめ従業員全員が、人権侵害をしてまでも遂行しなければならない業務は存在しないこと・ハラスメントで苦しむ人を出さないこと、また、人種・民族・国籍・宗教・年齢・性別・性自認・性的指向・障がいの有無などに関係なく、キャリアの機会を提供しダイバーシティの推進に取り組んでいくことなどが求められていることを常に意識するとともに、その実現のため、人権意識・知識をアップデートして業務に取り組むことが求められています。

当協議会の設立目的に「企業市民の立場から人権啓発の充実と就職の機会均等を図る等、人権尊重社会の実現に資する」とあります。この目的を再認識のうえ、「持続可能な人権CSRの担い手」として、2023年度事業計画に基づき、人権が尊重される企業作りのための諸施策を着実に推進すべく、尽力してまいる所存でございます。

会員の皆さまや大阪市をはじめとする関係機関の皆さま方には、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

人権が守られる社会を応援します　大阪市企業人権推進協議会

私たちの主な活動
①啓発研修会、講演会の開催　②人権情報の発信　③研修企画、資料、教材の紹介
④地域における各種啓発事業への協力　⑤就職差別撤廃月間等の街頭啓発活動

回覧																